

## 会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和5年5月30日

中央防災会議 会長 岸田 文雄

記

件名	年月日	事項
降積雪期における防災態勢の強化等について	R4.11.18	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	R5.3.3	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R5.5.23	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正について	R4.12.7	青森県、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県
	R5.3.30	岩手県、宮城県、秋田県、群馬県、神奈川県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県
	小計	42件
激甚災害の指定	R4.10.24	令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R5.2.14	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R5.3.6	令和四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R5.3.6	令和四年七月十四日から同月二十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R5.3.6	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R5.4.14	令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小計	6件
避難施設緊急整備地域の指定について(答申)	R4.10.24	活動火山対策特別措置法第13条第2項に基づく避難施設緊急整備地域の指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件
合計		52件